

人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する、民間ボランティアです。

人権擁護委員はどのような活動をしているの？



人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動

人権相談

面談、電話、インターネット、手紙による人権に関する相談への対応



人権侵害による被害者を救済する

人権侵害・・・いじめ、差別、暴行、虐待等
被害者救済・・・被害者等からの申告を受けて、法務局の職員と協力して調査を行うなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導く取組

なごみ

第 2 5 1 号
2023年2月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212

人権擁護委員は、皆さんの問題解決のお手伝いをします



法務大臣が委嘱した民間の人たちです

問題解決のための職務を行うに当たっては、関係者の秘密を守ります



給与は支給されません。ただし、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができます



任期は3年です。さらに再任も可能です



お気軽にご相談ください

人権とは？

「人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、守られなければならないものです。しかし、現実の社会では、いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシーの侵害、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、たくさんの人権問題が発生しています。

新しい人権擁護委員さんのご紹介

1月1日付で、和東町人権擁護委員に新しく中井薫さんが就任されました。

和東町の人権擁護委員は中井薫さんに加え、渡辺隆一郎さん、中嶋修さんの3名で活動されます。

和東町では、毎月27日（土日祝日の場合はその前の平日）に人権ふれあいセンターで特設人権相談所を開設しています。



みんなで築こう 人権のまちづくり



第21回 和束町人権フェスティバル

2022年3月5日(日)

午前10:00～午後3:00

マジシャン
キタノ大地さん
音楽に合わせた軽快な
ステージマジック

シンガー
ソングライター
やなせななさん
その歌声を聴くと自然
と涙があふれ出す
「歌う尼さん」

ダンス
アフター
スクール風の谷

保育園
園児コンサート
展示

- ・啓発パネル・手芸作品
- ・編み物作品・パッチワーク作品
- ・健康体操 ・こども館作品
- ・保育園作品・小・中学校作品

新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のため、状況により急遽中止となる場合があります

各種料金の支払いができます

町府民税

国民健康
保険税

固定
資産税

軽自動車
税

上下水道代

介護
保険料

後期高齢者
医療保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券を販売しています

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

2月の相談日

月日…2月27日(月)
時間…午後1時30分～4時00分
場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212

